

青森県報

第二千八百四十六号

平成十九年
十月十七日
(水曜日)

目次

規 則

青森県立保健大学条例施行規則の一部を改正する規則……

(健康福祉課) …… 一

告 示

飼料の試験の結果の概要……

(畜産課) …… 一

保安林の指定予定……

(林政課) …… 二

公有水面埋立て工事のしゅん功認可……

(整備漁場課) …… 二

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……

(経営支援課) …… 三

開発行為に関する工事の完了……

(建築住宅課) …… 四

規 則

青森県立保健大学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十四号

青森県立保健大学条例施行規則の一部を改正する規則

青森県立保健大学条例施行規則(平成十年十二月青森県規則第百十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表理学療法学科の項中「二十人」を「三十人」に改め、同表社会福祉学科の項中「四十人」を「五十人」に改め、同表に次のように加える。

栄養学科	三十人	三人	一年次
------	-----	----	-----

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第七百二十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項及び第二項の規定により平成十九年九月七日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十九年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容		
				粗たん白質 %	粗脂 肪 %	カルシウム %	リ ン %	粗 纖 維 %	粗 灰 分 %	揮 発 性 窒 素 性 %	水 溶 性 窒 素 性 %	へ び 化 ン 率 %	T D N %		M E kcal/kg	そ 他 の 査 水分%
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の6	同 左	ハイチキュー ニュースター ターB ホクノト仕上ITC	19.9	18.6	3.8	1.38	0.70	2.8	6.6					2,920	13.1	
			成鶏18F	19.9	17.8	20.0	8.1	0.87	0.52	2.1	4.7				3,280	12.4
				6.7	4.66	0.63	2.3	14.0					2,900	11.0		

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第七百二十八号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字種里町字有原二八一の二、二八一の三、二八一の六、二八一の一〇から二八一の六二まで、二八一の六六から二八一の二一六まで、二八一の二七から二八一の二五〇まで、二八一の二五三から二八一の二六六まで

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百二十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十八年三月二十九日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十九年十月九日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。
 なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までむつ市役所に備え置いて縦覧に供される。

平成十九年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
- 1 認可を受けた者の住所及び名称

2 代表者の住所及び氏名
むつ市金谷二丁目一の
むつ市

2 埋立区域
むつ市長 宮下順一郎

1 位置

むつ市脇野沢黒岩二八九から八の二に至る地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一條第一項第一号の規定による
国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用
いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及
び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス二二六〇四四・〇九七メートル

Y座標 マイナス二二三三〇・一六三メートル

の地点 X座標 プラス二二六〇六二・一八四メートル

Y座標 マイナス二二四三・一九二メートル

の地点 X座標 プラス二二六〇七六・一七六メートル

Y座標 マイナス二二五七・七五九メートル

の地点 X座標 プラス二二六〇七三・六八六メートル

Y座標 マイナス二二七二・八八八メートル

の地点 X座標 プラス二二六〇九四・九六七メートル

Y座標 マイナス二二六八・八六三メートル

の地点 X座標 プラス二二六一〇八・五八四メートル

Y座標 マイナス二二六七・五三〇メートル

の地点 X座標 プラス二二六〇六八・七七〇メートル

Y座標 マイナス二二二二・三五八メートル

3 面積

一、五二九・六三平方メートル

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規
模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三
項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前ステーションビル

弘前市大字表町二の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 東日本旅客鉄道株式会社

東京都渋谷区代々木二丁目二の二

代表取締役 清野智

2 弘前ステーションビル株式会社

弘前市大字表町二の一

代表取締役 浅利久雄

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
日本メディア有 限会社 岩手県盛岡市盛岡駅前通一〇の 五2F 代表取締役社長 野中薫	削除	平成 一九・九・三

四 届出年月日

平成十九年十月二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十九年十月十七日から平成二十年二月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年二月十七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠三〇の四及び三〇の二四から三〇の五二まで	八戸市柏崎三丁目五の八 有限会社 みちのく不動産

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭